1. グリーン・イノベーションlこ よる環境・ェネルギー 大国戦略	大規模太陽光発電設備の取り扱いの見直し
規制の現状	大規模な太陽光発電設備を地上に設置する際、一般的に太陽電池アレイを柱のみで支える構造となる。この場合、担当する建築主事の判断によって、建築確認申請が不要となる事例がある一方、太陽電池アレイの水平投影面積部分が屋内的用途と解釈されて建築物とみなされ、確認申請が必要となる事例もある。このように各地の建築主事の判断が統一されていないため、大規模太陽光発電設備の設置の大きな阻害要因となっている。
規制の根拠法令	建築基準法第6条
要望内容	太陽光発電設備を地上に設置する場合については、建築物とみなさないこと を明確にし、建築確認申請を不要とし、その旨を建築主事及び指定確認検査 機関に周知徹底すべきである。
要望理由	政府が掲げるグリーン・イノベーションを通じた環境大国の実現に向け、太陽 光発電設備の普及は大きな鍵を握っている。 電気事業者によるメガワットソーラ、あるいは公共施設での大規模ソーラの 建設が始まっているが、この規模の発電設備を地上に設置する場合、現状で は、各建築主事のアレイ下部の解釈によって、建築確認申請の要否がまちま ちであるため、設置作業を大きく阻害している。太陽光発電設備を地上に設置 する場合、建築物の屋根に設置する場合と異なり、太陽電池アレイの下部は、 電池モジュール冷却のための通風機能となっており、屋内的用途とはいえない ので、確認申請は不要とすべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省住宅局建築指導課

1. グリーン・イノベーションに よる環境・ェネルギー 大国戦略	太陽光発電設備の設置面積の緑地面積への算入
規制の現状	工場立地法では、周辺環境との調和を図るため、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場については敷地面積について緑化基準(緑地面積率及び環境施設面積率)を設けて、基準面積以上の緑化を義務付けている。また、敷地面積に対する生産施設面積についても基準値以下にしなければならない。 以上の足かせがあって、太陽光発電設備の導入が進まない。
規制の根拠法令	工場立地法
要望内容	太陽光発電設備の設置面積の一定割合を緑地面積または環境施設面積に算入すべきである。
要望理由	政府の新エネルギー導入目標のうち、太陽光発電の設備容量は1999年度実績20.9万kwに対して、2010年度目標は482万kwと23倍で計画しているが、2003年度の実績は86万kwと1999年度比約4倍と2010年度の目標達成は厳しい状況であり、実効ある普及促進策を早急に実施する必要がある。太陽光発電設備設置面積の一定割合を緑地面積に算入するという緩和措置を導入することで、その緩和された土地を生産設備のために活用できるため、積極的な設備投資が行われ、地球温暖化対策に寄与する太陽光発電設備の普及促進が進むと考えられる。各地方自治体の中には、太陽光発電設備を設置した場合、その一定割合について緑化面積に算入することができるという条例を制定しているところも出てきている。(例えば、兵庫県では「環境の保全と創造に関する条例」で建築物に太陽光発電設備を設置した場合、その設置面積の2分の1を乗じて得た面積を緑地の面積に算入することができることになっている。ただし、これは工場立地法が適用されない規模の事業所に限られている。) 政府は「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(2009年12月8日)において、「太陽光発電施設の工場での導入促進を図るため、工場立地法の緑地等面積の一部への太陽光発電施設の充当について、年度内に速やかに結論を得る」としており、極力早期に措置されることを期待する。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省

1. グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー よる環境・エネルギー 大国戦略	核燃料物質加工施設の設備・機器に関する休止制度の導入
規制の現状	核燃料物質加工事業については、設置および廃止措置に関する規定はあるが、設備・機器の休止時に関する規定がないために、設備・機器の休止期間中も稼働中と同様の施設定期検査の受検が義務付けられることになっている。
規制の根拠法令	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第22条の8(事業の廃止に伴う措置) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第9条の5
要望内容	設備・機器の運転時と停止時では、求められる安全性能に違いがあることから、長期に渡る設備・機器の休止期間中は、設備・機器の停止時には機能要求のないものについて、施設定期検査の検査項目を一部免除すべきである。
要望理由	原子炉等規制法上は、一部の設備・機器の休止に関する規定がなく、休止期間中であっても操業中と同様の施設定期検査を受検しなければならない。加工施設の施設定期検査では、核燃料物質による災害防止に係る機能等が維持されていることに対して確認が行われているが、確認されている機能は、設備・機器の運転時に機能要求のある警報設備等の動的機能である。設備・機器の停止時であっても、核燃料物質を容器等に閉じ込めておくための気密性等の静的機能は維持していることが必要だが、これは使用前検査の段階で確認がなされ、施設の運転監視により当該機能が維持されていることを確認しており、施設定期検査における機能確認の対象とはなっていない。このように、設備・機器の運転時と停止時では、求められる機能確認に違いがあることから、一部の設備・機器の休止に関する規定を設け、長期に渡る設備・機器の休止期間中は、運転中の異常を想定した警報設備等の動的機能の確認は不要とし、代わりに運転中は検査として実施していない閉じ込め性等の静的機能の確認を行う等、状態に応じた検査項目を定めその実施を図るほうが安全性の向上につながると考える。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課

1. グリーン・イノベーションに	原子力発電所等の建築工事の設計・許認可に係る
よる環境・エネルキ゛ー 大国戦略	原子刀先電所等の建築工事の設計・計誌可に係る 確認審査業務効率の改善
規制の現状	原子力発電所の建屋等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下、原子炉等規制法)に基づき、原子炉設置許可が得られた後、工事を開始するために「工事計画認可申請」を行い、詳細設計内容について審査を受けている。電気事業の用に供するものは電気事業法に委ねられ、原子炉等規制法ではなく、電気事業法に基づく審査が行われている。一方で、建築物であることから、建築基準法の対象となり、「建築確認」を受けなければならなず、建築確認に際し、構造審査が行われている。原子力発電所における建屋等の構造設計に対する耐震性評価の審査において適合性を判断する基準の一つとして「建築基準法・同施行令」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」が用いられる一方、建築基準法に基づく建築確認の構造審査においても「建築基準法・同施行令」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」が用いられる。
規制の根拠法令	電気事業法第47条(工事計画) 建築基準法第6条(建築物の建築等に関する申請及び確認) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(原子炉等規制法) 第24条(許可の基準)、第27条(設計及び工事の方法の認可)
要望内容	原子力発電所における建屋等の構造設計に対する耐震性評価の審査は、 電気事業法に基づく工事計画認可審査と建築基準法に基づく建築確認の構造 審査の同様の確認審査を2度行うことになっており非効率である。 確認審査の効率化の観点から、1度の審査にて完了するようにしていただき たい。
要望理由	電気事業法上の審査と建築基準法上の審査について、基となる法令から審査基準までを比較して別添に示す。 電気事業法上の審査、すなわち「工事計画認可申請」の審査においては、原子力発電所の建屋等について経済産業省令で定める技術基準に適合することが求められる。ここで、原子力発電所における建屋等の構造設計に対する耐震性評価に関して、適合性を判断する基準の一として「建築基準法・同施行令」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」が用いられている。一方、建築基準法に基づく「建築確認」の構造審査においても、「建築基準法・同施行令」、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等により構造審査が行われる。このように、「工事計画認可申請」の審査と「建築確認」の審査とで、同じ基準に基づき審査が行われているが、重複審査が是正されると、官民の負担が軽減される。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院原子力安全審査課、原子力安全技術基盤課、経済産業省原子力安全・保安院核燃料サイクル規制課 国土交通省住宅局建築指導課

## 核燃料物質加工施設の設備・機器に関する休止制度の導入≪別添≫

# 原子力発電所等の建築工事の設計・許認可に係る審査と建築基準法に建築確認の審査内容比較

# 電気事業法第47条(工事計画)

事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて、公共の安全の確保 上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものをしようとする者は、そ の工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない。

上記に基づき認可を受ける場合は、以下に適合することが求められる(第39条第1項)。 ・経済産業省令で定める技術基準



発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令及び解釈

- ・「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」第5条への適合性に関する 審査要領(内規)(平成20・04・21原院第3号)によること
- •日本電気協会技術指針

「原子力発電所耐震設計技術指針」(JEAG4601-1987)、 同補「原子力発電所耐震設計技術指針重要度分類・許容応力度編」 「原子力発電所耐震設計技術指針(追補版)」

によること

前者の審査要領(内規)によると、

以下について、安全上適切と認められる規格及び基準等の一として、建築基準法・同施行令を挙げている。

使用材料及び材料定数

荷重及び荷重の組合せ

許容限界

また、構造解析において日本建築学会の「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」等に基づくことを要求している。

建築基準法第6条(建築物の建築等に関する申請および確認) 建築主は、建築物を建築しようとする場合、当該工事に着手する前に、そ の計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の 申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなけれ ばならない。

#### 第二十条(構造耐力に関する規定)

建築物は、自重、積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧及び水圧並びに地震 その他の震動及び衝撃に対して安全な構造のものとして、次の各号に掲 げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するも のでなければならない。

## 第二十条の二

高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第三号に掲げる 建築物(高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造) で次に掲げる基 準のいずれかに適合するものであること。

□ 原子炉建屋等が相当

## イ (省略)

ロ 前号(当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。)に定める基準に適合すること。



|建築確認における構造審査は、「構造計算適合性判定」もしくは「性能評価に基づく構造方法に関する大臣認定」を受けることになるが、いずれも建築基準法・同施行令、日本建築学会規準(例:鉄筋コンクリート構造計算規準)、指針等の「建築基準関係規定」への適合性が審査される。

# 審査基準は同じ



1. グリーン・イノベーションに よる環境・エネルギー 大国戦略	燃料電池自動車・水素ステーション設置に係る諸規制の見直し
規制の現状	燃料電池自動車へ水素を供給する水素ステーションの設置には、高圧ガス保安法、消防法、建築基準法などにより様々な規制が課せられており、本格普及の妨げとなっている(下記はその一例)。 ①水素ディスペンサーから公道まで6m以上の保安距離が求められることから大きな用地が必要となる(高圧ガス保安法)、②水素ディスペンサーは給油空地(ガソリンホース機器周囲の10×6m内)への設置が認められておらず、ガソリンディスペンサーとの並列設置ができない(消防法)、③建築基準法の用途規制により、水素ステーションに認められている水素貯蔵量は、原則、準工業地域:3500㎡、商業地域:700㎡、準住居地域:50㎡であり、商業地域(700㎡)では僅か燃料電池自動車15台分しか貯蔵できない(建築基準法)。
規制の根拠法令	高圧ガス保安法第8条、一般高圧ガス保安規則第7条の3 消防法第10条、危険物の規制に関する政令第17条 建築基準法第48条、同別表第二、同施行令第116条等
要望内容	低炭素社会の実現に貢献するとともに、新たな産業・雇用創出と内需の拡大、地域活性化、国際競争力強化に向け、燃料電池自動車の普及の鍵となる水素ステーションの設置拡大と供給能力の向上を図るべく、事業者側からの意見・要望を踏まえ、上記を含め水素ステーションの本格普及の妨げとなっている諸規制の再点検を改めて実施する。
要望理由	燃料電池は、環境負荷の低減に寄与することやわが国産業の競争力の強化も期待できること等から、その実用化・普及が強く期待されているものの、政府の関連する諸規制については、必ずしも燃料電池の導入を想定した体系となっていない。このため、安全性の確保を前提とした燃料電池に係る包括的な規制の再点検等について、関係省庁の緊密な連携を図ることを目的として、2002年5月に「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」が設置され、これまで2002年10月及び2005年4月の2度にわたり、6法律25項目が見直された。その後、その見直しをもとに官民による水素・燃料電池実証プロジェクトが実施されるなど、様々な取り組みが進められている。今後は、これら実証の成果である技術進歩を踏まえ、2015年の一般ユーザーへの普及開始を目指して、水素供給ビジネスの構築を支援する諸規制の再点検を改めて行うべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 総務省 国土交通省

1. グリーン・イノベーションlこ よる環境・エネルギー 大国戦略	内航海運暫定措置事業の早期解消
規制の現状	船腹調整事業の解消に伴い、1998年5月に暫定措置事業が認可された。これにより日本内航海運組合総連合会は船舶を解撤する船主に解撤交付金を支払い、新規に建造する船主は内航総連に建造納付金を納付することとなった。同事業は納・交付金の収支が相償った時点で解消することとなっているが、解撤に対して建造が少なく、期限内(2013年)の事業解消が困難な状況から、2009年1月の日本内航海運組合総連合会理事会において2015年までの事業継続が承認された。
規制の根拠法令	内航海運組合法第8条、第12条、第57条
要望内容	内航海運暫定措置事業は、公的資金による解消など、できるだけ早期に終了させるべく施策を講じるべきである。
要望理由	以下の問題点があり、コスト競争力のある事業者が生まれにくい状況となっている。競争が制限的であることは、事業効率化を不十分とし、小規模船舶による新たなサービスの提供が阻害されるなど、自由な企業活動による業界の活性化につながらない。 ①計算上は交納付金の収支の目処は立つものの、今後の建造状況の如何によっては、同事業の解消ができないことも考えられる。 ②新規参入時に多額の納付金が必要なため、コストが高くなり参入の障害となっている。 ③既存業者のリプレース時も交納付金の差額の納付が必要で、リプレースの障害となっている。 今後も建造納付金が必要になれば、船主の建造時負担が大きくなり、当事業の目的である内航海運の活性化が図れない。「海上運送活性化3法案」の付帯決議の中で、「暫定措置事業の円滑かつ着実な実施」がうたわれているが、このままでは抜本的な解決にならない。
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省海事局

1. グリーン・イノベーションに よる環境・エネルギー 大国戦略	廃棄物処理法に係る許可の欠格要件の見直し
規制の現状	悪質な処理業者を排除する観点から、2003年12月施行の改正廃棄物処理法によって、廃棄物処理業ならびに処理施設の許可の取消要件が強化され、廃棄物処理法第7条第5項第4号又は第14条第5項第2号に規定する欠格事由に該当する時は、地方公共団体の長は、「許可を取り消さなければならない」(「義務的取消し」)ことになった。たとえば、事業者が、大気汚染防止法、騒音・振動規制法等の環境関連法令(※)違反で罰金刑を受けた場合、5年間にわたって「欠格要件」に該当することなり、廃棄物処理業のみならず処理施設に係る許可も自動的に取消される。その場合、5年間、廃棄物処理法に係る許可を新規に取得することができない。※その他の環境関連法令大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、海洋汚染防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、特定有害廃棄物の輸出入等規制に関する法律、ダイオキシン対策特別措置法、PCBの適正処理に関する特別措置法
根拠法令等	廃棄物処理法第15条の3第1項、第14条第5項第2号イ、第7条第5項4号ハ 同法施行令第4条の6
要望内容	悪質な廃棄物処理業者の排除を目的とした欠格要件が、廃棄物処理に係る構造改革を推進しつつ、循環型社会の構築に向けた動脈産業等の取組みを阻害しないよう、両者を両立しうる制度への改善をすべきである。 まずは、許可取消しの無限連鎖を一時連鎖で止めることを法律上明確にするとともに、一次連鎖の起こる場合についても、許可取消原因が「廃棄物処理法上の悪質性が重大な場合」に限定すべきである。
要望理由	①2003年の廃棄物処理法改正の趣旨は、廃棄物処理業を営む悪質な業者に対して厳しく行政処分を課すことであった。 近年、製造事業者が、ゼロエミッションを目的に自ら廃棄物処理を行うほか、生産プロセスを活用して廃棄物処理を行うために、廃棄物処理施設及び業の許可を取得しているケースが多い。このような場合に、施設許可が義務的に取り消されると、事業者は廃棄物の自己処理ができなくなったり、生産プロセスを活用した廃棄物処理が不可能となり、廃棄物の適正処理に支障をきたす。さらに全国に複数の事業所を有する製造事業者においては、一箇所の事業所における欠格要件が全事業所にまで適用されてしまう。 ②生産設備においては環境法令違反を犯した場合、速やかに違反原因への対処や再発防止策を講じることにより、当該設備の再開が可能である。しかしながら廃棄物処理法の欠格要件の適用を受けて波及的に許可が取消された処理施設は、5年にわたって再稼動できない。とりわけ、「その他環境法令」には直罰規定のある大気汚染防止法、水質汚濁防止法、海洋汚染防止法が含まれている。製造事業者にとって、過失や事故等によっても直罰規定の適用される法律により欠格事由に該当する直接関係ない違反でも、廃棄物処理やリサイクル事業に影響が及ぶことになる。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

1. グリーン・イノベーションに よる環境・エネルギー 大国戦略	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化・簡素化
規制の現状	産業廃棄物処理業ならびに産業廃棄物処理施設の許可申請にあたっては、 当該業を行おうとする区域ならびに当該施設を有する区域を所管する都道府 県知事、政令で定める市の長の許可を個々に取得する必要がある。 また、許可申請・変更手続に際して、全役員に係る住民票や登記事項証明書 等が求められるなど、膨大な事務処理が必要とされている。
根拠法令等	廃棄物処理法第14条第1項、第15条第1項
要望内容	①廃棄物処理法上の行政手続について情報化を推進し、民間事業者が行う許可申請手続を一括してインターネットで行えるようにすべきである。規制改革・民間開放推進3か年計画(改定 2008年3月25日)において、廃棄物処理法上の許可情報等について「事業者や地方公共団体の意見も踏まえつつ、電子化にむけた取組みを開始する」と記載されたことは評価でき、民間事業者の行政手続の簡素化に資する情報システムの構築を早期に実現すべきである。その際、許可情報について地方公共団体間で共有し、民間事業者が複数の地方公共団体で許可を取得する場合には、ある一つの地方公共団体で手続きを行えば、その他の地方公共団体への行政手続は大幅に簡素化できるようにすべきである。また、廃棄物処理法に基づく各種届出業務(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画・報告書、自治体条例に基づく情報提供等)を簡素化・統一化するなど、民間事業者の申請手続の情報化・合理化を推進すべきである。②廃棄物処理施設ならびに収集運搬業の許可について、役員の異動に係る変更手続に要する添付書類(住民票・登記事項証明書等)を削減する方向で見直すべきである。少なくとも、業を目的としない自社処理のための廃棄物処理施設について、添付書類を削減すべきである。加えて、廃棄物処理施設について軽微な変更を行う場合の届け出に際し、すでに届け出ている役員に係る添付書類については削減すべきである。
要望理由	①将来的には、廃棄物処理法の許可手続に係る全国的な情報システムを構築し、民間事業者がインターネットの活用により、複数の地方公共団体に対して申請手続を一括して行うことができれば(ワンストップサービスの実現)、事務負担の大きな軽減につながる。 ②大規模製造事業者等においては、役員は数十人にも及び、また、役員が外国に居住している場合もある。このような場合において、役員の異動がある度に、代表者や当該施設を所管している役員以外の役員についても、添付書類を求めるのは非常に事務負担が大きい。とりわけ廃棄物収集運搬業者は多くの地方公共団体の許可を有しており、その事務手続は膨大である。役員の届出は悪質な業者の排除を目的としていることから、少なくとも、業を目的としていない自社処理施設の場合には、添付書類を削減するなど、手続を簡素化すべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

1. グリーン・イノベーションに よる環境・エネルギー 大国戦略	産業廃棄物収集運搬業許可の広域化・簡素化
規制の現状	①産業廃棄物収集運搬業は、許可権限単位ごと、かつ廃棄物の種類ごとに収集運搬業の許可を取得しなければならない。 ②産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続においては、取扱う廃棄物の種類等に変更がなければ、「事業計画の概要を記載した書類」の添付は不要とされている(廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項)。しかしながら、地方公共団体によっては、上記書類に、産業廃棄物の種類ごとの排出事業者に関する詳細な情報(所在地、名称、連絡先、排出場所の所在地、事業内容、産業廃棄物管理責任者の役職・氏名)を記載させるところがあり、そのような地方公共団体では、許可更新時に「事業計画の概要」の提出を求めている。さらに、排出事業者からの排出計画を提示できない場合に、その産業廃棄物の種類についての許可を取消す措置が取られることがある。 ③積替え・保管施設に関して、地方公共団体から、法律で規定されていない周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求められることがある。
根拠法令等	廃棄物処理法14条第1項 廃棄物処理法施行規則第9条の2第6項 平成17年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知
要望内容	①産業廃棄物収集運搬業に係る許可権限について、地方ブロック単位に集約するなど、広域化すべきである。 ②産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めることのないようにすべきである。 ③積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないようすべきである。また、貨物駅又は港湾における、積替え・保管の取扱いについて、2005年3月25日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知を周知徹底すべきである。
要望理由	①産業廃棄物収集運搬業者は、その業務の特性上、多くの地方公共団体と係わりがあるにもかかわらず、産業廃棄物の処理権限単位ごと(政令指定都市、都道府県を含む)、なおかつ廃棄物の種類ごとに許可を取得しなければならず、これらの行政手続きは膨大である。 ②輸送業務は典型的な受注産業であり、いつどの顧客からどのような輸送方法の発注を受けるかをあらかじめ把握することは困難である一方、いつ発注があっても迅速に対応できるように準備しておくことが、適正かつ迅速に廃棄物を処理するために不可欠である。 ③動脈物流において輸送の効率化を図るためには、小口で集めた物をまとめて運ぶことが基本であり、このことは、動脈物流を通じて広く消費された後の物を集める静脈物流においても同じである。 住民の同意が取れない結果、積替え・保管場所を一定のエリア内に配置できず、トラック1台分に満たないような少量単位で排出されるもののリサイクルは進まない。 また、貨物駅又は港湾における産業廃棄物の積替え・保管に係る解釈について、地方公共団体に周知徹底されておらず、効率的な物流の妨げになっている。
ー 制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

1. グリーン・イノベーションに よる環境・ェネルギー 大国戦略	広域認定制度を活用した他社製品(PC等の情報処理機器)回収の実現
規制の現状	広域認定制度の対象となる廃棄物は、基本的に、認定された者が「製造加工又は販売を行った製品」に限定されている。 ただし、情報処理機器及び通信機器の場合、同一性状の他社製品の回収依頼を受けることが多いことから、PC等の製造事業者等が同業種の他社製品の回収も可能との方針が示された。しかしながら、現行では、共同で広域認定を申請している他社製品の場合に限定され、全ての回収製品が共同申請していない他社製品の場合には、広域認定制度による回収が認められていない。
	※2003年度の要望を受けて政府より発出された他社製品に関する見解は以下のとおり。 ①パブリックコメントに対する回答:「本制度においては、製造事業者等が同業種の他社製品が廃棄物となったものを含めて処理する行為も対象となる。」 ②広域認定制度申請の手引き(改訂版)(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部発行): 「1.2.1 産業廃棄物【※自社製品と他社製品の区別】で、2における「製品」として、製造事業 者等が自ら製造、加工又は販売を行った製品に加え、当該製品と一体的に販売される他社 の製品や、当該廃棄物にやむを得ず混入してしまったものについても、当該認定に係る一連 の処理行程において適性な処理が確実に行われる場合には、本制度の対象となります。」
根拠法令等	廃棄物処理法第15条の4の3第1項第2号 同法施行規則第12条の12の8
要望内容	広域認定制度において、対象産業廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けている場合は、製品の販売に伴い発生する使用済み製品(新製品の導入に伴い撤去された機器等)の回収を適正かつ効率的に行うことが可能であることから、全ての回収製品を共同申請していない他社製品の場合においても、広域認定制度による回収を可能とすべきである。
要望理由	【他メーカーの機器の適正処理が担保できる理由】 ①広域認定制度において、対象廃棄物が「情報処理機器(及び通信機器)が産業廃棄物となったもの」の認定を受けているメーカー(以下「認定メーカー」)が扱う情報処理機器及び通信機器は、メーカーの違いによるハードウエアの特異性はきわめて少なく、標準化・規格化された製品である。ア・メーカー各社は、共通の再資源化事業者を利用している場合が多く、かつメーカー独自の処理方法を必要としない。このことは、家電リサイクルの4製品の再資源化事業者による処理方法に類似している。イ・製品の部品の標準化・規格化が世界的規模で進んでおり、部品のサプライヤーも淘汰されている。各製造メーカーの機器には、サプライヤーまたは部品自体が共通であったりする場合が一般的である。例えば、PCのCPUでは、2社の寡占状態であり、製品にこれらの企業の部品を使用すれば、おのずとハードウエアの規格が統一されて他の部品の共通化にも波及する。ウ・プラスチック材料のISO表示が定着しており、再資源化事業者が処理する場合にも分別が容易である等、適正処理と高い再資源化率を達成している。 ②認定メーカー各社は、本制度を利用して、以下の取組みを積極的に行うことにより、使用済み情報処理機器や通信機器の適正な再資源化処理を効率的に実現している。ア・各メーカーは、自社のホームページ等で製品情報及び製品の環境情報を公開しており、メーカー間でこれらの情報を共有することで、他社製品の適正処理を可能にしている。
	メーカー間でこれらの情報を共有することで、他社製品の適正処理を可能にしている。 イ. 各メーカーは、環境配慮設計を着実に実施してきており、解体容易性などで資源の分別 を効率的に実現し、適正処理と3R推進の妨げとなる有害物質の使用を抑制している。 ウ. パソコンの場合は、JーMoss制度により、各社製品とも有害物質使用の有無が明白で あり、他メーカーの機器でも適正処理が可能である。 エ. 業界内でメーカー間共通のリサイクル目標を設定し、各メーカーともその達成に向けて取 組んでいる。 オ. 回収から処分までの管理システムを構築し、適正な回収・処分を実施している。 カ. 一連の処理行程について定期的な監査を実施しており、適正処理を維持している。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

1. グリーン・イノベーションlこ よる環境・エネルギー 大国戦略	広域認定制度を活用した繊維製品に係るリサイクル適用範囲の拡大
規制の現状	広域認定制度は、拡大生産者責任にのっとり、製造事業者等自身が自社の製品の再生または処理の工程に関与することで、効率的な再生利用等の推進等を目的とした、廃棄物処理法上の特例制度である。しかしながら、現行では、繊維製品に係る広域認定制度は、産業廃棄物である使用済みユニフォーム等しか認められておらず、一般廃棄物である繊維製品は認められていない。また、現状、産業廃棄物であっても、繊維製品のサーマルリサイクルは広域認定制度として認められていない。
根拠法令等	廃棄物処理法 第9条の9、第15条の4の3
要望内容	①繊維製品に係る広域認定制度について、一般廃棄物である「合繊(ポリエステル、ナイロン6等)から作られた一般衣料」のケミカルリサイクルも認めるべきである。 ②少なくとも産業廃棄物である繊維製品について、サーマルリサイクルの広域認定制度を認めるべきである。
要望理由	①合繊メーカーは、合繊から作られた一般衣料についても、合繊から作られたユニフォームと同様、経済的かつ二酸化炭素排出量の少ないケミカルリサイクルの技術ならびに設備を有している。 合繊メーカーなどの製造・販売事業者が、合繊から作られた一般衣料を回収・リサイクルするための法的枠組みが整備できれば、わが国における繊維製品のリサイクル率を向上させるための有効な手段となる。 ②加えて、繊維製品は多品種小ロット製品であることから、技術的にリサイクルが難しい。そこで、繊維製品に係るサーマルリサイクルの広域認定が認められれば、繊維製品のリサイクル率が格段に増加する。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課・廃棄物対策課

1. グリーン・イノベーションに	
よる環境・エネルキ゛ー 大国戦略	再生利用可能な特定有害物質含有物の輸入審査手続き期間の短縮
規制の現状	日本国内で製造された材料・部品が、海外企業に輸出・販売され、海外の工場で生産活動等に使用された後に、使用済触媒やめっき液などが発生する。これら(※)は有価物を含んでおり、わが国の優れた技術をもってすれば、環境に負荷をかけずに有価物を取り出し、リサイクルすることができる。しかし、こうした有価物を含む特定有害物質含有物をリサイクル目的で日本に逆輸入しようとすると、いわゆるバーゼル法の適用を受ける、行政手続等に2、3ヵ月以上かかる場合もあるなど、多大な時間を要している。  ※生産活動後に発生する有価物を含むものとして、例えば下記がある。プロダクト・スクラップ、使用後のめっき材料等、製造工程での金属付着物、使用済触媒、めっき液等
根拠法令等	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)
要望内容	わが国における製造・販売・輸出事業者が明確である材料・部品が、輸出国で使用された後に発生した特定有害物質含有物であって、わが国において再生利用可能な資源については、「製造から廃棄物管理に至るまでのアプローチ」のひとつとして、オンライン手続きの導入による審査手続き期間の短縮など、これを輸入する手続きを見直すべきである。
要望理由	生産活動後に発生する有価物を含むもの(※)は、アジアの諸外国で処理をしようとすると廃棄物となって環境汚染につながるケースがあるが、わが国の事業者は高いリサイクル技術を有していることから、わが国に逆輸入できれば、資源として有効に活用できる。しかし、希少貴金属等の有価物は市況の変動が激しいため、行政手続に多大な時間がかかってしまうと、ビジネスとして成り立たなくなり、資源の再利用ができない。 EU圏では、特定有害物質を含有したものであっても、バーゼル条約よりOE CD理事会決議が優先され、廃棄物の再資源化循環目的の輸出入が行われている。 2007年6月に閣議決定された「21世紀環境立国戦略」には、「途上国では適正な処理が困難だが日本では可能である廃棄物等を、各国から日本がその対応能力の範囲内で受け入れ、高度な技術で金属を回収し、リサイクルする取組を進める」旨が明記された。また、2008年3月に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」では、「国際的な循環型社会の構築に向けた我が国の貢献」として、「東アジアにおける循環型社会形成の推進」「環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を図る」としている。わが国政府は3Rイニシアティブを推進している立場としてアジア圏における資源循環・再利用の促進と発展に大きく寄与すべく、できるかぎりの措置を講じるべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境指導室 経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 貿易審査課

1. グリーン・イノベーション/に よる環境・エネルギー 大国戦略	PCB廃棄物の運搬容器規定の見直し
規制の現状	PCBを意図的に使用したトランス等のPCB廃棄物の収集・運搬にあたっては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成16年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部制定 平成18年3月改定)」に基づき、運搬することになっている。 同ガイドラインでは、固体状のPCB廃棄物を運搬車を用いて運搬する場合に、国連勧告に基づく所要の検査に合格したものであることを示すUNマークが表示された小型容器(固体用)や中型容器(固体用)などに入れることとされている。 固体状のPCB廃棄物は、通常のドラム缶などの消防法適合品で保管している場合がある。これを運搬車で運搬する場合には、さらにUNマークのある容器や漏れ防止型の金属トレイによって運搬する必要がある。
根拠法令等	PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン 第3章運搬容器 3.4運搬容器の選定表3.3(a) 運搬車を用いて運搬する場合に使用すべき運搬容器の種類
要望内容	固体状のPCB廃棄物を運搬車で運搬する場合、消防法で規定する危険物に関する運搬容器による運搬も可能とすべきである。
要望理由	危険物の運搬に係る消防法適合品となっているドラム缶でも、腐食等による 損傷がなければ、PCB廃棄物を運搬するに十分な機能を有していると考え る。 現在、液体のPCB廃棄物については、消防法適合品のドラム缶による運搬 が認められているところであり、固体状のPCB廃棄物についても消防法適合 品ドラム缶による運搬で問題はないと考える。 加えて、そもそもUNマークは、海上の人命・船舶の安全を確保する点で定め られた国連の規格であり、本来、陸上運搬向けの容器ではないことにも留意す べきである。
制度の所管官庁 及び担当課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. グリーン・イノベーションlこ よる環境・エネルギー 大国戦略	借地借家法における正当事由制度の見直し
規制の現状	借地借家法では、建物の普通賃貸借契約において、賃貸人による更新拒絶・解約申入れの正当事由に含まれるのは、建物の使用を必要とする事情のほか、利用状況、従前の経過、現況、財産給付である。明け渡しに関し賃貸人・賃借人間で争いが生じた場合は、上記正当事由を総合的に考慮したうえで、裁判所等に判断されるのが現状であり、傾向としては賃借人に有利な判断が下される場合が多い。たとえば、建て替えのみを理由に明け渡しが認められることは皆無に等しく、老朽化の場合は相当な老朽化でなければ明け渡しが認められない。
根拠法令等	借地借家法第28条
要望内容	建物の賃貸人が更新拒絶・解約申し入れを行う場合の正当事由を拡大し、 建物の老朽化や耐震性、再開発を理由とした建替えの必要性などを正当事由 とすべきである。これを実現するための具体的な措置を講ずるとともに、そのス ケジュールを明示すべきである。
要望理由	良好な街づくりのためには、一定程度の建物等の更新が不可欠であるが、賃借人との明け渡し交渉の不調がそれを著しく阻害している。耐震性能の強化についても、明け渡し交渉の困難により不可能となることが多い。良好な街づくりや良好な建物ストックの形成のためにも、借地借家法の改正が必要である。上記要望に対し、法務省は従来より一貫して「平成15年7月以降、与党議員による、法改正に向けた具体的な検討が進められており、法務省においても必要協力等を行っている」との回答を行っているが、6年以上を経過しても何ら具体的な進展がない。「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)でも、「老朽化し、温室効果ガスの排出や安全性の面で問題を抱えるオフィスビル等の再開発・建替えや改修を促進するため、必要な規制緩和措置や支援策を講じる」とされていることから、政治主導により早急に検討し、措置すべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	法務省民事局参事官室

1. グリーン・イノベーションlこ よる環境・エネルギー 大国戦略	区分所有法における決議要件の緩和
規制の現状	区分所有建物については、管理組合総会の決議要件は以下のとおりである。 ①普通決議(例:共用部分の軽微変更) 区分所有者及び議決権の各過半数の賛成。ただし、規約で別段の定めが可能。 ②特別決議(例:共用部分の重大変更【例:大規模修繕】、規約の変更) 区分所有者及び議決権の各4分の3の賛成。原則、規約で別段の定めはできないが、「共用部分の重大変更」に限り、規約により、区分所有者の定数を過半数まで減ずることが可能。 ③特殊決議(建替決議) 区分所有者及び議決権の各5分の4の賛成。規約で別段の定めはできない。
根拠法令等	建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第17条、第39条、第 62条
要望内容	「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)に記載された検討を早急に行うとともに、検討の期限を明示すべきである。その際、建替以外の決議要件についても、総合的に見直すべきである。なお、一律の要件緩和が困難な場合、建物の主要用途毎に決議要件を定めることとすべきである。たとえば、居住用は現行のままとして、商業用・オフィス用については、頭数要件を削除して議決権要件のみとし、併せて規約で別段の定めができる範囲を拡大すべきである。
要望理由	現行の建物区分所有法は、区分所有者が相当数存在し、かつ各区分所有者の持分割合(専有部分面積割合)が近似している分譲マンションを念頭に規定されており、決議要件においても例外ではない。一方、オフィス・商業用途の区分所有建物においては、1~2名程度の大オーナーが専有部分の大半を有し、多数の小オーナーが一部の専有部分を有しているケースも多いが、現行の制度においては、大規模改修工事を実施する際に「頭数要件」が充足されず、当該建物の経済的価値の大半を有している大オーナーの権利が制限されているケースも多々ある(例えば、商業ビルにおいて集客力を高めるために外壁や共用部の大規模改修工事を実施しようとした場合、費用拠出を嫌がる個人オーナーが4分の1以上存在すると大規模改修工事は実施できず、当該建物の大半を有する大オーナーに多大な不利益が生じる)。同様のことは、建物の建替について半さのような区分所有ビルでは管理規約が存在しないことが多いため、立法化により解決を図る必要がある。「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)では、区分所有法の決議要件に関し、「区分所有者及び議決権の各5分の4という特別多数決要件は過大なのではないか、区分所有者数による多数決要件は必要なのかどうかといった論点を含む調査を行い、できる限り早期に基本的方向等について検討し、結論を得る」としている。その後、法務省及び国土交通省は、アンケート調査、ヒアリング調査を実施し、それぞれ2008年11月、2009年9月に結果も公表している。「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)でも、「老朽化し、温室効果ガスの排出や安全性の面で問題を抱えるオフィスビル等の再開発・建替えや改修を促進するため、必要な規制緩和措置や支援策を講じる」とされていることから、早期に結論を下すべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	法務省民事局 国土交通省住宅総合整備課

1. グリーン・イノベーションに よる環境・ェネルギー 大国戦略	区分所有法における一括建替え決議要件の緩和
規制の現状	建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)により、団地区分所有者集会において、団地内建物の区分所有者及び議決権の各5分の4以上の多数により、団地内建物の一括建替えを決議することができる。ただし、各団地内建物毎に区分所有者及び議決権の3分の2以上の賛成を得る必要がある。
根拠法令等	建物の区分所有等に関する法律第70条
要望内容	区分所有法における一括建替え決議の要件を、団地全体の区分所有者及び議決権のそれぞれ5分の4以上の賛成のみにし、各建物毎の区分所有者及び議決権のそれぞれの3分の2以上の要件を廃止または緩和(多くとも過半数)すべきである。
要望理由	複数の棟からなる住宅団地は、各棟の区分所有者数に差のある場合がある(例えば、タワー棟と低層棟から成る一団地の場合)。仮に全体の団地管理組合の5分の4の賛成が得られたとしても、区分所有者数の少ない棟において、ごく少人数の反対により、その棟の3分の2の賛成が得られず、全体としてみるとわずか数%の反対により、全体の80%の総意が翻ることとなる場合がある。今後増大すると予測される建替え事業の推進に多大な影響があると考えられる。 土地は原則として区分所有者の一筆共有であり、建物については区分毎に個別に評価されることから、全体での賛成が要件を満たせば、個々の権利者の権利を保護していると考えられる。そのため、建物別の区分所有者の賛成要件は撤廃すべきである。 法務省は、本要望に対し、平成14年の区分所有法の改正の効果を検討する必要があるが、マンションの建替えには相当の年数を要するため、時期尚早であり、現時点でいつまでに見直しの検討を行うのか明らかにするのは困難としている。しかし、老朽化した建築物の建替えは社会問題化しており、政府の「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)でも、「老朽化し、温室効果ガスの排出や安全性の面で問題を抱えるオフィスビル等の再開発・建替えや改修を促進するため、必要な規制緩和措置や支援策を講じる」とされていることから、早急に措置すべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	法務省民事局 国土交通省住宅局市街地建築課、住宅総合整備課

1. グリーン・イノベーションlこ よる環境・エネルギー 大国戦略	マンション建替え円滑化法における住宅最低面積の緩和
規制の現状	整備する住宅について最低面積が定められており、1戸当たり面積の小さい ワンルームマンションの建て替えが困難となっている。
規制の根拠法令	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則第15条
要望内容	建替え前の1戸当たり面積が50㎡未満のワンルームマンションに限り、建て替え後の最低住宅面積および居室数の条件を緩和すべきである。
要望理由	規則では最低住宅面積が50㎡(単身:25㎡、やむをえない場合30㎡)かつ2以上の居室を設ける必要があり、ワンルームマンションの建て替えに不適である。ワンルームマンションのなかには、老朽化が進み、耐震化が必要となっているものが増えているが、最低住宅面積や居室数の要件があることにより、住民の費用負担の問題が障害となり、建て替えが困難となる場合が多い。良好な居住環境の確保は重要であるが、住民の安全確保の方がより緊急性が高く優先すべき課題である。「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)でも、「老朽化し、温室効果ガスの排出や安全性の面で問題を抱えるオフィスビル等の再開発・建替えや改修を促進するため、必要な規制緩和措置や支援策を講じる」とされていることから、老朽化ワンルームマンションの建替えの現状について早急に調査を実施し、対策を講ずべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省住宅局

1. グリーン・イノベーションlこ よる環境・エネルギー 大国戦略	老朽マンション建替え促進のための容積率緩和
規制の現状	建築基準法第52条第14項において、同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第1項から第9項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができると定められている。
規制の根拠法令	建築基準法第52条
要望内容	下記3項目を満足する郊外型マンションの建替えに対する許容容積率の緩和を要望する。(現許容容積率*1.25) ①1981年(新耐震設計法適用)以前に建設。 ②郊外(都心居住容積ボーナス適用区域以外)の、主として住居系地域における既存マンションの建替えによる高齢者・身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保。具体的には、共同住宅の専用部分について、車椅子が通行できる廊下、車椅子と人がすれ違える廊下、車椅子が回転できるトイレ、洗面所、浴室のように高齢者・身体障害者等が自立した日常生活を営むことが可能な住戸を形成。 ③省資源・省エネルギー等地球環境への配慮(IBECのCASBEE評価A、Sレベル) なお、「新成長戦略(基本方針)」(平成21年12月30日閣議決定)でも、「老朽化し、温室効果ガスの排出や安全性の面で問題を抱えるオフィスビル等の再開発・建替えや改修を促進するため、必要な規制緩和措置や支援策を講じる」とされていることから、本件についても、検討いただきたい。
要望理由	容積率が緩和されれば、現状より各戸の面積は広くなり、新たに誕生する居室を分譲すれば建替え費用も捻出しやすくなり、建替えが容易になる。耐震改修の実現性に乏しい老朽マンションを耐震性能に優れたものへ誘導する優遇策をとることによって、マンションの耐震化が促進される。また、高齢者・身体障害者等が生活圏を変えることなく、自立した日常生活及び社会生活を確保できる手法として有益である。さらに、PAL・CEC・CASBEE等の評価基準を満たしたマンションを築くことにより、省資源・省エネルギー等地球環境へ配慮することができる。
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省

1. グリーン・イノベーションlこ よる環境・エネルギー 大国戦略	駐車場用換気装置の基準の見直し
規制の現状	駐車場の構造如何にかかわらず駐車場内部の空気を1時間につき10回以上 直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。
根拠法令等	駐車場法第11条 同施行令第6条、第12条
要望内容	駐車場用換気装置の換気能力の基準を、自動車排出ガス規制の強化等による環境の変化も考慮し、必要十分な水準まで低減するよう早急に措置すべきである。
要望理由	駐車場を利用する車輌に関しては、自動車排出ガス規制等、時代とともにその規制が厳しくなっている。また、低炭素化への動きが活発になるなか、ハイブリッドカー等の開発も進み車輌の性能は格段に進歩した。しかし、駐車場の換気回数を規定する内容は、1957年に駐車場法が制定されて以降改定されていない。現状の駐車場環境の状況を見直し、実態に応じた換気回数を設定することで、換気設備の省エネルギー化が図れるものと考える。 行政刷新会議「ハトミミ.com「国民の声」の受付開始及び規制改革要望の棚卸しについて」(平成22年1月12日)では、「駐車場用換気装置の換気能力の基準について、自動車排ガス規制の動向やハイブリッドカー等の低公害車の普及状況等を調査し、見直しを検討する」とされており、ハイブリッドカー等の低公害車は急速に普及していることから、早急に検討を開始し結論を得て、基準を見直していただきたい。
制度の所管官庁 及び担当課	国土交通省